

【池田資料1】 「災害とジェンダー」分野の形成に関する国際会議など

年	防災に関連した国際会議	ジェンダーに関する議論／「防災とジェンダー」関連の国際会議
1990	「国連防災の10年」(~1999)	
1992	国連環境開発会議(リオ)において「アジェンダ21」採択	
1994	国連防災世界会議(横浜市)において「横浜戦略」採択 基本認識 <ul style="list-style-type: none"> ● 災害に強い社会の構築と防災による被害軽減は持続可能な経済成長に不可欠 行動計画 <ul style="list-style-type: none"> ● 防災の重要性を普及、利害関係者間の協力の推進 ● 社会の脆弱性を増大させないためのリスク評価手法の開発、開発計画と防災の連携 ● 早期警報、防災情報の共有。世界地域レベルで防災協力。 ● 後開発途上国、小島嶼国に重点的支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害に対する脆弱性の減少の前提条件である能力構築を促進 ● 防災計画の全ての段階で真の地域参加と女性や社会的に不利な立場の集団の参加を奨励
1995		第4回世界女性会議において「北京行動綱領」採択
1999	「国際防災戦略」発足(国際防災の10年を継承) 目的 <ul style="list-style-type: none"> ● 災害後の対応中心から災害予防への進化、災害対応力の強いコミュニティ 活動の骨格 <ul style="list-style-type: none"> ● 災害リスクについて啓蒙普及、災害防止に公的機関の主体的参画の促進 ● 災害に強いコミュニティ形成への地域住民参画促進、社会的経済損失の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ● ジェンダー主流化を推進(第46回国連婦人の地位委員会参照)
2000		第23回国連特別総会(北京+5) <ul style="list-style-type: none"> ● 政府・国際機関に対し、防災・減災・復興の戦略、人道支援にジェンダーの視点を導入する勧告
2001		国連女性の地位委員会・国際防災戦略 専門家会議 「環境管理と防災におけるジェンダーの視点」(アンカラ)
2002		第46回国連婦人の地位委員会 パネル2：環境管理と防災におけるジェンダーの視点 基本認識 <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の影響は男女で異なり、ジェンダー不平等は社会の災害脆弱性の根本原因の一つ。 ● 持続可能な開発に、ジェンダーに敏感な戦略と災害軽減が不可欠。 防災におけるジェンダー主流化 <ul style="list-style-type: none"> ● 男女の平等な参加により、ジェンダーバランスの取れた災害軽減の戦略、計画、事業を推進 ● 女性の能力を正当に評価・活用することは、防災戦略の主要課題 ● 女性が災害リスク軽減の意思決定に参加できるようエンパワーする
	持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ)	
2004		テーマ別防災会議「災害とジェンダー平等」(ホノルル) 提言概要 <ul style="list-style-type: none"> ● ジェンダー平等を開発立案実施モニタリングに統合 ● 災害リスク、ジェンダー平等、環境評価をダイナミックに統合 ● ミレニアム開発目標における災害リスク軽減とジェンダーの視点の不足を指摘 ● 草の根/市民団体が防災のパートナーとなるよう資源配分を適正化

年	防災に関連した国際会議	ジェンダーに関する議論／「防災とジェンダー」関連の国際会議
2005	<p>国連防災世界会議（神戸市）において「兵庫行動枠組み」採択</p> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な開発の取組みに減災の観点をより効果的に取り入れる ● 全レベル、特にコミュニティレベルで防災体制を整備し、能力を向上する ● 緊急対応や復旧・復興段階においてリスク軽減の手法を体系的に取り入れる <p>優先行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災を国、地方の優先課題に位置づけ、実行のための強力な制度基盤を確保 ● 災害リスクを特定、評価、観測し、早期警報を向上 ● 全てのレベルで防災文化を構築するため、知識、技術、教育を活用 ● 潜在的なリスク要因を軽減、 ● 効果的な緊急救援のために災害への備えを強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる災害リスク管理政策、計画、意思決定過程にジェンダー視点を取り入れる ● 災害リスク軽減の立案では、文化的多様性、年齢、及び脆弱な集団を適切に考慮する ● 女性、脆弱な人々に訓練や教育機会への平等なアクセスを確保 ● ジェンダーや文化への配慮を災害リスク軽減に関する教育訓練の不可欠な要素とする <p>第49回国連婦人の地位委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 決議：災害後の救援・回復・復興におけるジェンダー視点の統合
2007	国連防災戦略・グローバルプラットフォーム	
2008		<p>政治とガバナンスに関するグローバル女性会議（フィリピン）</p> <p>ジェンダー・気候変動・災害リスク削減の国際行動のためのマニラ宣言</p>
2009	国連防災戦略・グローバルプラットフォーム	<p>「ジェンダーと災害リスク軽減」国際会議（北京）</p> <p>ジェンダーに敏感な災害リスク削減の国際行動のための北京アジェンダ</p>
2011	<p>国連防災戦略・グローバルプラットフォーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「兵庫行動枠組み」の中間年レビューを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2011年報告書は、災害リスク削減におけるジェンダー視点の統合がなかなか進まないことを指摘

池田恵子作成

【池田資料2】「スフィア・プロジェクト：人道憲章と災害援助に関する最低基準」仮訳
The Sphere Project 2011, *The Sphere Project: Humanitarian Charter and Minimum Standards in Humanitarian Response* (Third Edition), (www.sphereproject.org からダウンロード可) より、ジェンダー・多様性に関するポイントを抜粋して作成。
(制作: 東日本大震災女性支援ネットワーク、翻訳要約 池田恵子)

現在、難民支援協会が、「スフィア・プロジェクト：人道憲章と災害援助に関する最低基準」を翻訳中です。この仮訳は、東日本大震災女性支援ネットワークが研修資料用に作成したものであり、転載・引用を禁じます。

A. 共通する基本的な基準

1. 被災住民中心の支援を行うために、被災者と協議する際に… →住民中心の人道対応(p. 55～)

- ① あらゆる年齢層の男女および脆弱な人々が、被災住民をバランス良く代表して協議に参加できるよう、参加することが社会的に困難な集団の参加の障壁を理解し、それを取り除く。

2. 支援ニーズを査定する際に… →初期査定(p. 61～)

- ② 男女別・年齢層別の情報収集を行う。
- ③ 男女別・年齢層別に収集した情報を報告書類に明示する。
- ④ あらゆる年齢層の男女、脆弱な集団など広い範囲の人から情報を収集する。
- ⑤ 女性や少女からのニーズ聴取は、安心して話せる場所を選んだ上で必要があれば別に行い、性暴力対応などの技能を持つスタッフがこれに参加する。
- ⑥ 災害後に、差別を受けたり発言権が与えられないなどの理由でさらに脆弱性が高まる可能性のある集団に関しては、個別に詳細な分析を行う。
- ⑦ 支援ニーズ査定を行うチームは男女両方で編成し、特にジェンダー別の統計収集や子どもとのコミュニケーションの技能を持つ者を含める。

3. 支援プログラムの計画と実施の際に… →計画と実施(p. 65～)

- ⑧ 性別・年齢別の情報を活用して、災害が多様な個人や集団に異なった影響を与えたことを理解し、それぞれの異なるニーズが満たされるようにする。
- ⑨ 人々の脆弱性を高める要因を分析し、脆弱性を積極的に解消する方向で支援事業を計画する。

B. 給水・衛生・衛生促進に関する最低基準

→衛生促進(p. 91～)

- ① 衛生促進のために必要な物品について、男女両方、及びあらゆる年齢層の被災者から意見を聞く。特に適切な生理用品について、女性や少女に意見を聞く。
- ② 衛生促進のための活動(掃除やごみ処理)の負担が、特定の集団に集中しないようにする。

→給水施設(p. 103～)

- ① 共同の給水や入浴施設の設置場所、設計、管理などは、使用者、特に女性、少女、障害のある人々との協議に基づいて決定する。
- ② 男女別の入浴施設、女性が下着などを洗濯・乾燥できる専用スペースを設ける。
- ③ 共同の給水や入浴施設は行きやすく見通しのよい場所を選び、照明して安全を確保する。

→し尿処理(トイレ)(p. 105～)

- ④ トイレは男女別とし、男女用トイレの比率は1:3とする。
- ⑤ トイレの設置場所と設計については、被災者(特に女性と移動が困難な高齢者や障がい者)の意見を求め、賛同を得る。
- ⑥ トイレは、すべての被災者(子ども・高齢者・妊娠中の女性・障がいを持つ人々)が安全に使えるよう設計し、場所を選ぶ。
- ⑦ トイレは、日夜安心して使い、使用者、特に女性と少女の恐怖を軽減する場所に設置する。
- ⑧ 女性の生理用品を処理できるようにするか、生理用布製品を洗濯・乾燥するのに必要なプライバシーを確保する。女性と少女から意見を聞いた上で、この点を決める。

C. 食糧の確保・栄養・(生計手段の確保)に関する最低基準 →(p. 140~)

- ⑩ 食糧の確保についての支援の計画と実施には、男女双方の参加が必要であるが、世帯の中で食事に関する役割を担うのは女性であることが多いので、女性が必ず参加する。
- ⑪ 妊娠中・授乳中の女性を、食糧の確保において優先する。
- ⑫ 自炊施設が作られる場合、使いやすさ、安全性、衛生管理について、使用者と情報を共有し、特に女性から意見を聞く。
- ⑬ 食事の摂取に困難がある障害者や高齢者などの食事内容や介助に配慮する。
- ⑭ 生計手段や雇用機会を提供する際、男女が平等に機会にアクセスできるようにする。
- ⑮ 妊娠中の女性や障害を持つ人々などのために、代替的な生計手段や雇用機会を提供する。
- ⑯ 生計手段や雇用機会を提供する際、託児や家族の介護のための設備を提供し、家庭責任が特定の個人(とりわけ女性)に集中しないようにする。

D. 避難所、仮設住宅、食品以外の物品に関する最低基準 →(p. 243~)

- ① 避難施設内部のスペース活用について脆弱な集団の意見を取り入れる。
- ② 避難施設内部は、設備へのアクセス通路や家族/個人単位の仕切りを整備し、プライバシーを守る。
- ③ 被災した世帯の全員が、住居に関する支援の決定に関与できるようにする。
- ④ 避難施設や仮設住宅、住宅再建において、女性世帯主や障害者、高齢者が不利益や困難に遭わないよう、計画や建設段階からの幅広い弱者層の参画を確保する。
- ⑤ 慢性疾患や障害を持つ人、妊娠中の女性は、余計に衣類や衛生用品が必要である。また、乳幼児や高齢者は体温の調節が難しい。これらの人々には特に衣類の配布を考慮する。
- ⑥ 調理器具や食器のニーズに関しては、特に女性の意見を聞く。

E. 保健に関する最低基準 →(p. 288~)

- ① 被災者にサービスを行う医療スタッフに必ず女性が入るようにする(女性がアクセスしやすくなる)。
- ② 被災者のリプロダクティブ・ヘルス(性と生殖の健康)のニーズに応えられるように医療サービスを整える(例:家族計画や HIV 予防のための避妊具、性暴力被害者のための緊急避妊薬、妊産婦支援など)。
- ③ 人道支援に関わる全ての人は、女性や子どもへの性暴力が災害時に増加することを理解し、それを防止するために決然と行動する。
- ④ 性暴力の事例は匿名で報告し、再発の防止に努めることを、支援の一環とする。
- ⑤ 災害時の保健サービスの一環として、性暴力被害者に対する医学的処置、守秘義務を伴う相談、他の適切な治療施設への搬送、法的措置(サバイバーの意思に基づく)を組み込む。